

# 市民後見人No.11

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.21)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会  
会事務所／東京都品川区小山5-16-9 睦荘101号室(月・水10-16時のみオープン)  
TEL：03-3786-6321 (通話専用です／事務所不在時は、転送電話になり対応します)  
FAX：03-3786-6326 (24時間ファックス対応専用です)  
MAIL：[info@shimin-kouken.net](mailto:info@shimin-kouken.net) ホームページ：<http://www.shimin-kouken.net/>

## ●内定!! 品川区との 協働提案事業●

### ■来年度に実施・成功めざし全力を挙げましょう■

品川区が平成21年度に初めて行なう「協働事業提案制度」に市民後見人の会も応募、このほど採用されることが内定しました。同制度は、「区民の自由な発想や専門性等を活かした事業を公募し、区民と区が協働で事業を実施する」もので、区内で活動する団体(町会・自治会、ボランティア団体、NPO、商店街、公益法人、社会貢献活動を行う民間事業者等)に提案権があります。

当会ではこうした制度を区が設けたことをこの夏、区報で知り事務局で品川在住・在勤者を対象とした「成年後見制度普及ビデオ上映会と市民後見人養成事業」を提案しました。この結果、10月1日の第1次審査(書類審査)及び同月31日の第2次審査(事業提案説明)を経て、採用内定されました。

提案した事業のうち、「成年後見制度普及ビデオ上映会」は、これまで当会が町会事務所などで本会会員が説明員になって行ってきた「出前ビデオ上映会」を区内19カ所にある在宅支援センターで実施するもの。月1、2回のペースで開催して1年間で区内を一巡させます。

もう一つの事業は、これまで、高齢社会NGO連携協議会、シニアルネサンス財団からの委託の形で実施してきた新規養成講座と同レベルの講座を当会独自の形で実施し、100人の市民後見人を創出しようというもの。このため定員50人の講座を2回開催します。

この2事業を成功させるためには、会員各位の積極的な参加が必要です。具体的には、ビデオ上映会では、ビデオ内容や制度の説明係りや会場設営係りなどです。また、講座の開催のためには、受講生を1会場で50人は必ず集めなくてはなりません。すでに会員各位は受講しているので、その意義を知人、友人に知らせ受講生を獲得してください。年明けに具体的な実施のための方針をお知らせしますのでよろしくお願い致します。

### ■事務所詰めの運営委員が不足しています■

月、水曜日の10-16時の間、事務所をオープンさせています。終日勤務が理想ですが午前中、又は午後だけの勤務も受け付けます。当面は無償の活動で交通費も自己負担です。活動できる方はご連絡ください。今年は、24日の水曜が最後のオープン日です。

(文責・古賀)